

漁業の許可及び取締り等に関する省令第75条第2項ただし書の
農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業、
海域及び期間を定める件

令和2年11月16日
農林水産省告示第2235号

漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第七十五条第二項ただし書の規定に基づき、同項ただし書の農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業、海域及び期間を次のように定める。

漁業の許可及び取締り等に関する省令(以下「省令」という。)第七十五条第二項ただし書の農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業、海域及び期間は、次のとおりとする。

第一 滑走装置を備えた桁を使用して営むことのできる小型機船底びき網漁業は手繰三種漁業とし、当該漁業を営むことのできる海域及び期間は、次の表の上欄に掲げる海域ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

海 域	期 間
一 愛知県知多郡南知多町林埼突端から同町尾張大磯灯標を経て同県田原市古山頂上に至る線及び陸岸により囲まれた海域	周年
二 次のイからホまでの点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域 イ 和歌山県日高郡日ノ御埼大倉礁中心点 ロ 兵庫県南あわじ市論鶴羽山頂上と同市沼島東端とを結んだ線の延長線(ハにおいて単に「延長線」という。)と、イの点と徳島県阿南市蒲生田岬突端とを結んだ線との交点 ハ 延長線と、和歌山県日高郡印南町切目崎突端と徳島県海部郡牟岐町大島頂上とを結んだ線との交点 ニ ホの点から正西一万メートルの点 ホ 和歌山県西牟婁郡白浜町市江崎突端	毎年十二月一日から翌年三月三十一日まで
三 漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第十六条の表瀬戸内海の項下欄に掲げる海域のうち次のイの点とロの点とを結んだ線、次のロの点からハの点に至る淡路島の南側最大高潮時海岸線及び次のハからホまでの点を順次に結んだ線以南の海域 イ 徳島県鳴門市中瀬灯標中心点	毎年十二月一日から翌年三月三十一日まで

ロ 兵庫県南あわじ市釣島鼻突端 ハ 兵庫県洲本市生石鼻突端 ニ 兵庫県洲本市成ヶ島南端 ホ 和歌山県和歌山市田倉崎突端	
四 次のイからニまでの点を順次に結んだ線、次のホからトまでの点を順次に結んだ線、次のチからルまでの点を順次に結んだ線、次のヲからカまでの点を順次に結んだ線、次のヨからソまでの点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域(次の項に掲げる海域を除く。) イ 兵庫県高砂市東播磨港伊保灯台中心点 ロ 兵庫県姫路市上島上島灯台中心点 ハ ロの点とホの点とを結んだ線と、兵庫県姫路市男鹿島東端とニの点とを結んだ線との交点 ニ 兵庫県淡路市江井崎突端 ホ 兵庫県南あわじ市丸山崎西端 ヘ 徳島県鳴門市瀬方鼻突端 ト 北緯三十四度十四分十五秒東経百三十四度三十四分十五秒の点(徳島県鳴門市黒岩突端) チ 香川県さぬき市丸山鼻突端 リ 香川県さぬき市鷹島頂上 ヌ 香川県小豆郡小豆島町風ノ子島頂上 ル 香川県小豆郡小豆島町大角鼻突端 ヲ 香川県小豆郡土庄町妙見崎西端 ワ 岡山県瀬戸内市青島東端 カ 岡山県備前市大多府島西端 ヨ 岡山県備前市大多府島東端 タ 兵庫県赤穂市地先取揚島頂上 レ ソの点と兵庫県赤穂市網崎突端とを結んだ線と、同県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点のうち兵庫県赤穂市地先取揚島の北部に位置する点と北緯三十四度四十四分三十秒東経百三十四度二十一分三十六秒の点(同市鷗和と同市福浦との境界線に設置した標識のうち最も南部に位置するもの)とを結んだ線との交点 ソ 兵庫県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点のうち最	毎年十月二十日から翌年五月三十一日まで

も北部に位置する点	
五 前の項に掲げる海域のうち次のイの点とロの点とを結んだ線の西側の海域 イ ロの点と香川県東かがわ市丸亀島頂上とを結んだ線の延長線と、同市の最大高潮時海岸線との交点 ロ 前の項海域の欄に掲げるヌの点	毎年十月二十日から翌年三月三十一日まで
六 次のイからリまでの点を順次に結んだ線、次のホの点とへの点とを結んだ線、次のトからリまでの点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域 イ 最大高潮時海岸線における岡山県と広島県との境界点 ロ 岡山県笠岡市梶子島西端 ハ 岡山県笠岡市六島東端 ニ 香川県三豊市三崎突端 ホ 広島県三原市鉢ヶ峰頂上 ヘ 広島県尾道市因島大浜埼灯台中心点 ト 広島県尾道市因島地藏鼻突端 チ 愛媛県越智郡上島町百貫島百貫島灯台中心点 リ 愛媛県今治市今治港堤防突端	毎年十二月一日から翌年三月三十一日まで
七 次のイからリまでの点を順次に結んだ線及び次のりの点から広島県呉市情島の東側最大高潮時海岸線に平行して次のイの点に至る線により囲まれた海域 イ 広島県呉市情島西南端からロの点を見通した線上最大高潮時海岸線から五〇〇メートルの点 ロ 広島県呉市倉橋島亀ヶ首突端 ハ ロの点と広島県呉市倉橋島南方白石(三ツ石)の中央とを結んだ線上同白石(三ツ石)中央から一五〇〇メートルの点 ニ ハの点と広島県呉市斉島北端とを結んだ線上同市斉島の最大高潮時海岸線から五〇〇メートルの点 ホ 広島県呉市尾久比島西南端 ヘ 広島県呉市下蒲刈島尾ノ鼻突端とロの点とを結んだ線と、ホの点と同市倉橋島鈴ヶ鼻突端とを結んだ線との交点 ト 広島県呉市下猫崎突端と愛媛県松山市大館場島東北端とを結んだ線と、広島県呉市下蒲刈島大野鼻突端と同市倉橋島大浦崎突端	毎年十二月一日から翌年三月三十一日まで

とを結んだ線との交点	
チ 広島県呉市観音崎突端とリの点とを結んだ線と、同市下蒲刈島大野鼻突端と同市倉橋島大浦崎突端とを結んだ線との交点	
リ 広島県呉市情島東北端から同市観音崎突端を見通した線上最大高潮時海岸線から五〇〇メートルの点	
備考 この表における方位は、真方位によるものとする。	

第二 網口開口板を使用して営むことのできる小型機船底びき網漁業はその他の小型機船底びき網漁業(省令第七十二条第一項第五号に掲げるその他の小型機船底びき網漁業をいう。)とし、当該漁業を営むことのできる海域及び期間は、次の表の上欄に掲げる海域ごとに、それぞれ

同表の下欄に掲げる期間とする。

海域	期間
一 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点から同点正東九海里の点、宮城県阿武隈川の最大高潮時における河口中心点正東七海里の点、同点と同県石巻市日和山頂上とを結ぶ線と同市金華山頂上と同市砥面出シとを結ぶ線上金華山頂上十海里の点と同県東松島市波島灯台中心点とを結ぶ線との交点、金華山頂上と砥面出シとを結ぶ線上金華山頂上十海里の点、金華山頂上南東五海里の点、同県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東三海里の点を経て歌津崎突端に至る線及び陸岸により囲まれた海域以外の海域のうち、金華山頂上を通る緯線以南の宮城県の沖合の部分	周年
二 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点から同点正東の線以南の海域及び同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点から同点正東の線以北の海域のうち福島県の沖合の部分(次の項に掲げる海域を除く。)	周年
三 前の項に掲げる海域のうち次のイからへまでの点を順次に結んだ線の以東の海域 イ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点 ロ イの点正東の線と宮城県石巻市金華山頂上南東五海里の点と福島県相馬市鶴ノ尾崎突端とを結ぶ線上同突端九海里の点とハの点とを結ぶ線との交点 ハ 福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東七海里の点 ニ 福島県いわき市塩屋崎灯台中心点正東三海里の点	毎年九月一日から翌年六月三十日まで

ホ ニの点から茨城県東茨城郡大洗町大洗岬突端正東の線と同県日立市日立鉱山大煙突中心点と千葉県銚子市犬吠埼灯台中心点とを結ぶ線との交点に至る線と、福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東の線との交点 へ 福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点	
四 福島県いわき市塩屋埼灯台中心点正東三海里の点から茨城県東茨城郡大洗町大洗岬突端正東の線と同県日立市日立鉱山大煙突中心点と千葉県銚子市犬吠埼灯台中心点とを結ぶ線との交点、日立鉱山大煙突中心点と同灯台中心点とを結ぶ線上同灯台中心点十二海里の点を経て同点と同灯台中心点正東十二海里の点とを結ぶ線と同灯台中心点百五十二度四海里の点から正北の線との交点に至る線及び同点から正南の線以東の海域のうち茨城県の沖合の部分	毎年九月一日から翌年六月三十日まで
五 次の(一)から(五)までに掲げる海域 (一) 茨城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東の線と、茨城県北茨城市天妃山頂上正東の線との両線間における最大高潮時海岸線から沖合一万一千メートル以内の海域 (二) 茨城県北茨城市天妃山頂上正東の線と、同県日立市日立灯台中心点正東の線との両線間における最大高潮時海岸線から沖合六千メートル以内の海域 (三) 茨城県日立市日立灯台中心点正東の線と、同県那珂郡東海村新川河口中心点正東の線との両線間における最大高潮時海岸線から沖合七千メートル以内の海域 (四) 茨城県那珂郡東海村新川河口中心点正東の線と、茨城県と千葉県との最大高潮時海岸線における境界点正東の線との両線間における最大高潮時海岸線から沖合六千メートル以内の海域 (五) 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域 イ 北緯三十六度二十九分四十一秒東経百四十度三十七分二十二秒の点(茨城県日立市日立港第二埠頭岸壁に設置された標識)正東一万二千メートルの点 ロ 北緯三十六度二十九分四十一秒東経百四十度三十七分二十二秒の点(茨城県日立市日立港第二埠頭岸壁に設置された標識)正東一万五千メートルの点	周年

ハ 茨城県ひたちなか市磯埼灯台中心点正東一万メートルの点	
ニ 茨城県ひたちなか市磯埼灯台中心点正東七千メートルの点	
六 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦(外浪逆浦と霞ヶ浦及び北浦を連絡する水路であって茨城県の区域に属する部分を含む。)	毎年七月二十一日から十二月三十一日まで
七 千葉県銚子市犬吠埼灯台中心点百五十二度四海里の点から正北の線及び同点から同県旭市飯岡灯台中心点二百五度五海里の点、北緯三十五度三十二分二十五秒東経百四十度二十七分二十四秒の点(同県山武郡九十九里町片貝灯台跡に設置された標柱)百六十三度四海里の点を経て同県いすみ市太東埼灯台中心点三十度五海里の点に至る線以東の海域のうち同点正東の線以北の同県の沖合の部分	毎年九月一日から翌年五月三十一日まで
八 三重県伊勢市宇治山田港東灯柱中心点から愛知県知多郡南知多町尾張野島灯台中心点を経て同町羽豆岬突端に至る線及び陸岸により囲まれた海域	周年
九 第一の表一の項海域の欄に掲げる海域	毎年三月一日から十二月三十一日まで
十 東経百三十七度二十九分十九秒の線と、次のイからヌまでの点を順次に結んだ線と北緯三十四度十五分四十六秒以南の東経百三十七度三分十三秒の線から成る線との両線間における海域 イ 北緯三十四度三十四分五十秒東経百三十七度一分五秒の点 ロ 北緯三十四度三十三分五十八秒東経百三十七度の点 ハ 北緯三十四度三十三分五十二秒東経百三十七度九秒の点 ニ 北緯三十四度三十分五十三秒東経百三十七度二分十六秒の点 ホ 北緯三十四度三十分四十二秒東経百三十七度二分の点 ヘ 北緯三十四度二十八分五十二秒東経百三十七度三分十三秒の点 ト 北緯三十四度十九分東経百三十七度三分十三秒の点 チ 北緯三十四度十九分東経百三十七度二分の点 リ 北緯三十四度十六分十九秒東経百三十七度二分の点 ヌ 北緯三十四度十五分四十六秒東経百三十七度三分十三秒の点	周年
十一 第一の表二の項海域の欄に掲げる海域	周年
十二 次の(一)及び(二)に掲げる海域 (一) 秋田県男鹿市入道埼灯台中心点から北東の線と、同県山本郡	毎年四月二十日から翌年二月末

八峰町チゴキ埼灯台中心点から南西の線との両線間における最大高潮時海岸線から沖合四海里以内の海域 (二) 次のイからへまでの点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域 イ 秋田県由利本荘市松ヶ崎灯台中心点 ロ イの点から正西三千メートルの点 ハ 秋田県秋田市雄物川の最大高潮時における河口の中心点から正西四海里の点 ニ 秋田県男鹿市船越水道河口中心点から百九十度七海里の点 ホ への点から正南四海里の点 へ 秋田県男鹿市船川灯台中心点	日まで
十三 山形県と新潟県との最大高潮時海岸線における境界点から西北西(磁針方位による。)の線と、秋田県由利本荘市松ヶ崎灯台中心点正西の線との両線間における最大高潮時海岸線から沖合三千メートル以内の海域	周年
十四 山形県と新潟県との最大高潮時海岸線における境界点西北西の線以南、同県新潟市新川の最大高潮時における河口中心点と同県佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線、同灯台中心点から最大高潮時海岸線を東へ同市沢崎鼻灯台中心点に至る線及び同灯台中心点正西の線から成る線以北の海域のうち同県の沖合の部分	周年
十五 次のイからへまでの点を順次結んだ線、次のトの点とチの点とを結んだ線、次のチの点とりの点とを結んだ線及び当該線の当該りの点の側の延長線並びに陸岸により囲まれた海域 イ 大阪府大阪市大阪大和川北防波堤灯台中心点 ロ 大阪府大阪市大阪南防波堤灯台中心点と兵庫県淡路市常隆寺山頂上とを結んだ線と、イの点と明石海峡大橋北側橋脚中央とを結んだ線との交点 ハ 大阪府堺市堺泉北港堺信号所北端と兵庫県淡路市絵島北端とを結んだ線と、同府大阪市大阪南防波堤灯台中心点と同県淡路市常隆寺山頂上とを結んだ線との交点 ニ 大阪府堺市堺泉北港堺信号所北端と兵庫県淡路市絵島北端とを結んだ線と、同県神戸市鉄拐山頂上から百七十三度五分の線との交点	周年

ホ 大阪府泉大津市泉大津沖埋立処分場二号灯中心点とへの点とを結んだ線と、兵庫県神戸市鉄拐山頂上から百七十三度五分の線との交点 へ 北緯三十四度三十三分五十六秒東経百三十五度一分五秒の点(兵庫県淡路市赤崎) ト 最大高潮時海岸線における大阪府と和歌山県との境界点 チ トの点と兵庫県淡路市碁石山頂上とを結んだ線と、大阪府阪南市男里川河口左岸とりの点とを結んだ線との交点 リ 兵庫県洲本市成ヶ島北端	
十六 第一の表三の項海域の欄に掲げる海域	周年
十七 次のイからニまでの点を順次に結んだ線、次のホからトまでの点を順次に結んだ線、次のチからヌまでの点を順次に結んだ線、次のルからワまでの点を順次に結んだ線及び次のカの点とヨの点とを結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域(次の項に掲げる海域を除く。) イ 兵庫県高砂市東播磨港伊保灯台中心点 ロ 兵庫県姫路市上島上島灯台中心点 ハ ロの点とホの点とを結んだ線と、兵庫県姫路市男鹿島東端とニの点とを結んだ線との交点 ニ 兵庫県淡路市江井崎突端 ホ 兵庫県南あわじ市丸山崎西端 へ 徳島県鳴門市瀬方鼻突端 ト 北緯三十四度十四分十五秒東経百三十四度三十四分十五秒の点(徳島県鳴門市黒岩突端) チ リの点と香川県東かがわ市丸亀島頂上とを結んだ線の延長線と、同市の最大高潮時海岸線との交点 リ 香川県小豆郡小豆島町風ノ子島頂上 ヌ 香川県小豆郡小豆島町大角鼻突端 ル 香川県小豆郡土庄町妙見崎西端 ワ 岡山県瀬戸内市青島東端 ワ 岡山県備前市大多府島西端 カ 岡山県備前市大多府島東端 ヨ 兵庫県赤穂市御崎突端	毎年六月一日から十二月三十一日まで

十八	前の項に掲げる海域のうち次のイからニまでの点を順次に結んだ線の北側の海域	毎年四月一日から十二月三十一日まで
イ	前の項海域の欄に掲げる二の点	
ロ	播磨灘航路第四号灯浮標	
ハ	兵庫県姫路市松島南端	
ニ	香川県小豆郡小豆島町金ヶ埼東端	
備考 この表における方位は、十三の項において「(磁針方位による。)」とされているものを除き、真方位によるものとする。		

附 則

この告示は、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令(令和二年農林水産省令第四十八号)の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。